

議 第 112 号

令和 4 年 6 月 10 日提出

熊本市建築基準条例の一部改正について

熊本市建築基準条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築基準条例の一部を改正する条例

熊本市建築基準条例（平成 24 年条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中「第 85 条第 5 項又は第 6 項」を「第 85 条第 6 項又は第 7 項」に、「第 87 条の 3 第 5 項又は第 6 項」を「第 87 条の 3 第 6 項又は第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）の施行による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市建築基準条例（平成24年条例第127号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第31条 【略】</p> <p>（仮設興行場等並びに一時的な用途変更に係る興行場等及び特別興行場等に対する特例）</p> <p>第32条 法第85条第6項又は第7項の規定により許可を受けた仮設興行場等及び法第87条の3第6項又は第7項の規定により許可を受けた興行場等又は特別興行場等について、安全上及び防火上支障がないと認められる場合は、第3章及び第4章の規定は、適用しない。</p> <p>第33条～第36条 【略】</p>	<p>第1条～第31条 【略】</p> <p>（仮設興行場等並びに一時的な用途変更に係る興行場等及び特別興行場等に対する特例）</p> <p>第32条 法第85条第5項又は第6項の規定により許可を受けた仮設興行場等及び法第87条の3第5項又は第6項の規定により許可を受けた興行場等又は特別興行場等について、安全上及び防火上支障がないと認められる場合は、第3章及び第4章の規定は、適用しない。</p> <p>第33条～第36条 【略】</p>

附 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。